Summary of dissertation in Japanese	
Dissertation	正当性、理念、および規範拘束的な制
Title	度的変化: EU の単独制裁に関する プロセスと理念の研究
Name	Mehrzi Ilef メフレズィイレフ

この博士論文の目的は、特定の紛争状況に対応するために必要かつ適切な行動を決定しなければならないたびに、政策立案者が選択するツールになる単独制裁の増加という現象を説明することでした。この研究では、欧州連合によって課せられた国際制裁のケーススタディ分析を実施しました。その中心的な関心事は、欧州連合が対外政策の正当なツールとして単独制裁を考えるようになった理由を説明することでした。

それは、斬新で学際的な視点からこの現象に対処するため、国際関係における単 独制裁の蔓延という古典的なパズルへの独自の貢献を表しています。一方では、 政策指向の分析を包含し、国際法と国際関係からの方法と洞察を組み合わせたア プローチを使用して、この問題に対処します。 一方、この研究は、主にこの政策 選択の正当性に焦点を当てています。それは、社会科学における有効性志向の学 問や、法律学における狭義の実証主義を超えています。 人文科学における新たな 科学的傾向、すなわち関係的および観念的転換を利用することにより、この研究 は、正当性を、国際関係における望ましくない権力の行使に関連する理念的プロ セスとして、また普遍的であるが補完的な3つの要素から構成されるプロセスと して概念化します。妥当性、共有された価値観と信念の下での正当性、および第 三者による政治的受容性です。 この論文の分析的および理論的枠組みには、さま ざまな要素が含まれています。何よりもまず、政策研究における最近の研究を利 用することにより、制裁を、標的の行動だけでなく信念も変えようとする影響力 のある国家技術の政治的ツールとして概念化しています。 第二に、非友好的な 権力の行使に関連する観念的プロ セスとしての正当性の概念化は、国家間の関係 における特定のプロセス上の問題 が主に社会的考慮に依存するという仮定を意味 します。 第三に、社会科学における強制理論からの要素を利用することによ り、この研究は、社会的目的に基づいて制裁の2つのカテゴリーを区別します: 強制的是正的制裁と強制的懲罰的制裁です。 第四に、そして最後に、この研究 は、国際レベルでの制度的変化のより広い角度から制裁を説明するために、レジ ーム研究からの要素を利用しています。 より正確には、国際体制における規範に 支配された変化と規範を変革する変化との区別に照らして、欧州連合の一方的な 制裁を評価します。

方法論に関しては、データ取得方法は主に、ヨーロッパの機関データベースと国連のデータベースにあるさまざまな情報源の調査を通じて取得された一次データ

と組み合わされた二次定性的データの調査に基づいています。この分析では、ケ ーススタディ手法の一種であるプロセストレーシング手法、つまり「結果の説 明」プロセストレーシングを使用しました。概念的枠組みに関しては、この研 究は、権力の正当化に関するビーサムの理論、制度的変化に関するラギーの研 究、談話的制度主義、および英国学派の国際法と国際社会の概念化から要素を引 き出している。最後になりましたが、本研究プロジェクトの中心となる知見は、 次の4点に要約できます。 第一に、欧州の単独制裁が価値を組み込んだ対外政 策の中核的要素を構成すると規定した。 また、ヨーロッパの文脈における正当 な外交政策ツールとしての単独制裁の台頭に、アイデアと言説が因果関係を持っ ていることも示しました。第二に、この論文は、ヨーロッパの制裁が、歴史的 および社会的に構築された必要性と適切性の論理を通じて正当化される強制的な 是正社会的目的を暗示 していることを示唆しました。 第三に、この研究はヨー ロッパの制裁の正当性を評価し、完全に自律的な制裁と補足措置は、その正当性 と政治的受容性の観点から正当性の欠如を示していると主張した. 実際、単独制 裁の使用に対する欧州連合のアプローチは、ヨーロッパと西側の文脈で統合され ていますが、それ以外では争われています. 第四に、そして最後に、このテーゼ は、ヨーロッパの制裁は、欧州連合によるその規範と価値の国際舞台への輸出を 具現化し、国際法の下で規範を変革する変化を構成すると規定しました。 国連 の枠組みに組み込まれている一方的な制裁とは区別されます。 最後に、この研 究の主題は、政策と法律の面で付加価値を提供しました。 一方 で、単独制裁の 正当性の発動は、国連と安全保障理事会の実践における進化によって悪化した制 裁の法的地位の複雑さを明らかにしている。 憲章と国際的責任を 明確にし、一 般的な一方的行為の合法性の輪郭をあいまいにしました。 さらに、(実証主義的 な合法性ではなく)正当性を主張することで、国際法の下での変更としての一方 的な制裁をより適切に説明できます。 それは、連帯の原則、強行規範 (ius cogens)、共同体の原則などの「共同体の利益」の根底にある原則と規則の出現 に現れる、国際法の構造原則の継続的な発展との関係を明確にします。 義務 (erga omnes)。 一方、欧州の単独制裁の理念的基盤を呼び起こすことは、政策 立 案者、オブザーバー、および一般大衆に、欧州の文脈の内外の両方で、これらの 措置のより良い理解を提供します。さらに、この論文の調査結果は、さまざま なタイプのこれらの措置の正当性の厳密な評価を提供し、その正当性の不足に対 処する必要性に注意を喚起するため、欧州の制裁の有効性を改善するのに役立つ 可能性があります.

キーワード: 正当性、国際社会、国際法、歓迎されない権力の行使、国際体制、変化、国際的責任、思想と利益。